

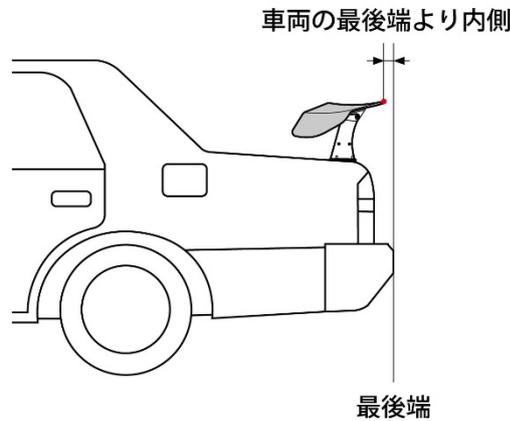
保安基準に関して

本書は、国土交通省が定める「道路運送車両の保安基準」におけるウイング類に関連する部分を弊社でまとめたものになります。本製品を公道で使用する場合、以下の内容を参考に取付することを推奨します。また、本書は保安基準に基づく取付の参考資料であり、以下の内容に準じた装着状態が車検に合格する事を保証するものではありません。

取付は付属の取扱説明書をよく読み、正しい方法で行ってください。

1. ウイングが、装着車両の最後端とならないものであること。

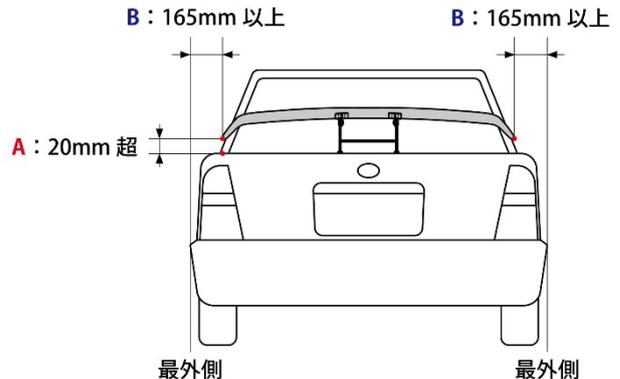
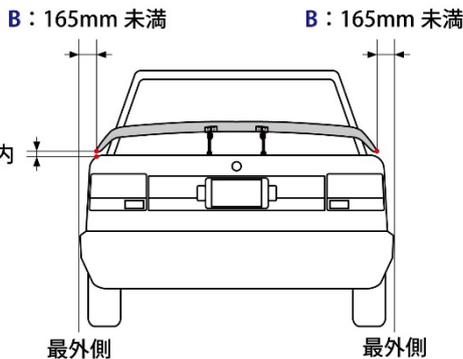
保安基準第 18 条 車枠及び車体 細目告示 178 条 2、三、イ



ウイングが装着車両の最後端とならないようにする
※ウイング角度調整機能でどの角度に変えても要件を満たすこと

2. ウイングが装着車両の最外側にならず、ウイング側端の部分と車体のすき間が 20mm を超えない状態であること。或いは、ウイング側端の部分と車体のすき間が 20mm を超える場合は、装着車両の最外側から 165mm 以上内側に入っている状態であること。

保安基準第 18 条 車枠及び車体 細目告示 178 条 2、三、ハ / ニ



車両最外側からウイング側端の距離 (B) が 165mm 未満の場合
ウイング側端と車体のすき間 (A) が 20mm 以内の必要がある

ウイング側端と車体のすき間 (A) が 20mm を超える場合
車両最外側からウイング側端の距離 (B) が 165mm 以上必要

3. 本製品の構成部品が、溶接、ボルト・ナット、接着剤等により装着車両に確実に取り付けられている構造であること。（※装着車両に応じて補強などをし、確実に固定する）

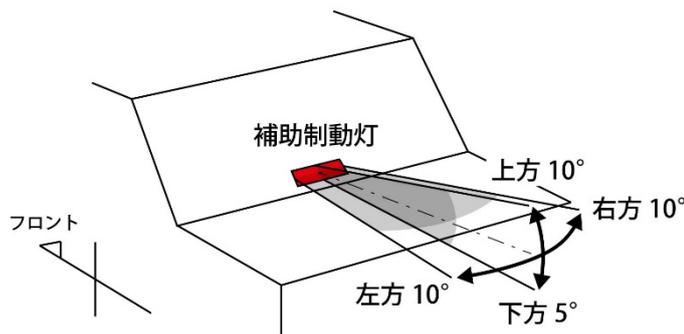
保安基準第 18 条 車枠及び車体 細目告示 178 条 2、三、ホ

4. 補助制動灯が装着されている車両の場合、補助制動灯の見通し角度を上方に 10° 下方に 5° 左右に 10° 確保しなければならない。

（※平成 17 年 12 月 31 日以前に制作された自動車は補助制動灯の装着が任意）

保安基準第 39 条の 2 補助制動灯 細目告示別添 52 4.9.5.2

保安基準第 39 条の 2 補助制動灯 適用整理 43 条 ー



ウイングを補助制動灯が装着されている車両に取り付けする場合は
補助制動灯の見通し角度を図のように確保しなければならない

補足事項

本製品の構成部品で、取付時に直径 100mm の球体が静的に接触することのできる部分は、半径 2.5mm 以上の R をもたせた設計となっております。

保安基準第 18 条 車枠及び車体 細目告示 178 条 2、三、ロ

→ エア・スポイラは直径 100mm の球体が静的に接触できる部分に半径 2.5mm 未満の角部を有さないものであること

参考： 国土交通省ホームページ

道路運送車両の保安基準（2022 年 12 月 23 日現在）

https://www.mlit.go.jp/jidosha/jidosha_fr7_000007.html

独立行政法人自動車技術総合機構ホームページ

審査事務規定（最終改定 令和 5 年 2 月 16 日規定第 22 号）

<https://www.naltec.go.jp/publication/regulation/shinsajimukitei.html>

本書記載の保安基準に関する記載は、本書作成日の 2023 年 3 月 24 日時点のものになります。記載内容は改良等で予告なく変更することがあります。ご不明点等がございましたら、販売店もしくは弊社までお問い合わせ下さい。